

平成 28 年 12 月 15 日作成

西東京市LED街路灯設置基準

(目的)

第1条 この基準は、居住者及び道路利用者が安全かつ快適に通行するための道路環境の整備を目的として、西東京市が管理を行う街路灯を設置する基準を定め、事務処理の的確、効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準でいう街路灯とは、夜間において歩行者や自動車等が安全で快適に通行し、かつ防犯を目的として市が設置するものをいう。

街路灯の種別は次のとおりとする。

- 一 車道歩道が分離された道路において、主に自動車の交通の安全を確保するために設置する街路灯。
- 二 車道歩道が分離された道路において、歩行者の通行の安全と防犯のために設置する街路灯。
- 三 車道歩道が分離されていない道路において、歩行者、自転車、自動車等の通行の安全と防犯機能を兼ねて設置する街路灯。

(街路灯の設置方法)

第3条 街路灯の設置については、原則東電柱又は NTT 柱への共架とする。ただし、要望箇所近隣に共架可能な電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、次の条件に限り街路灯専用柱を設置する。

- 一 土地所有者が市である箇所
- 二 土地所有者より街路灯を設置してほしいと要望があり、尚且つ土地の無償使用承諾が得られた箇所

(街路灯の設置条件)

第4条 街路灯は原則として、次の条件を満たした箇所に設置するものとする。

一 市道への設置条件

- (1) 既存の街路灯からの距離が 20m 以上であること。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 道路の平均水平面照度が 3 ルクス未満であること。

※平均水平面照度 3 ルクスとは、4 m 先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度。

警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」により定める道路の照度基準である

二 私道への設置条件

(1) 第4条第一項の条件を満たしているものとする。

(2) 共架する施設（東電柱またはNTT柱）が存すること。

※私道部については、土地使用の承諾が得られても専用柱を設置しない。

三 道路ではない場所（住宅敷地内等）への設置条件

(1) 第4条第二項の条件を満たしているものとする。

(2) 周辺の状況から設置の必要性が高く、電柱が接している道路から5m以内であり土地の所有者および土地内部家屋居住者の許可が得られた場合とする。

(街路灯の設置不可条件)

第5条 街路灯を設置できない箇所は次のとおりとする。

一 一般の通行を認めていない道路。

二 農地等の周辺環境に対する光害が生じるおそれがある箇所。

三 公共性を欠く居住者専用通路。

四 設置箇所周辺の地権者より同意が得られない箇所。

(街路灯の灯具選定)

第6条 街路灯を新設する際には、道路幅員、街路灯間の距離等の状況に応じて各灯具を選定するものとする。